

令和8年度

紺屋町番屋消防用設備保守点検等業務委託仕様書

当該業務は、消防法第17条の3の3の規定に基づき行うべき消防用設備保守点検及び建築基準法第12条第4項の防火設備の規定に基づき行うべき定期点検について委託するものであり、次の各項に従い実施するものとし、委託者を発注者とし、受託者を受注者とする。

記

1 件 名

令和8年度紺屋町番屋消防用設備保守点検等業務委託

2 履行場所

盛岡市紺屋町4番34号 紺屋町番屋

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

4 点検項目等

- (1) 消防用設備保守点検 誘導灯・消火器
- (2) 防火設備定期点検 防火シャッター

5 業務内容及び方法

(1) 消防用設備保守点検

受注者は、9月に機器点検、2月又は3月に機器点検及び総合点検を行うほか、契約期間内において、発注者から異常及び故障の連絡があった場合は、速やかに対処すること。点検の方法は、平成16年5月31日付け消防庁告示第9号によることとする。

消火器（2本）の内部機能点検を実施すること。

受注者は、発注者と協議し、履行期間内において実施日時を決定すること。

(2) 防火設備定期点検

受注者は、建築基準法（昭和25年法律 201号）第12条第4項の規定に基づき、平成28年5月2日付け国土交通省告示第723号（以下、「告示第723号」という。）に規定される事項のとおり、防火設備（防火シャッター）の定期点検（以下、「定期点検」という。）を実施する。

告示第723号の別表第二の（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項については、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる判定基準に該当しているか確認すること。

受注者は、発注者と協議し、履行期間内において実施日時を決定すること。

6 点検業務報告書の提出

(1) 消防用設備保守点検

受注者は、当該委託による点検の結果について、前項(1)の告示で定める「消防用設備等点検結果報告書」に昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号で定める点検表を添付して、点検の都度発注者に提出するとともに、速やかに管轄消防署長あてに報告すること。

(2) 防火設備定期点検

ア 提出方法

(ア) 紙媒体による報告

指定の様式に必要な事項を記入するほか、是正が必要な箇所及び特記すべき事項があると判断するものについては、プロット用図面に記入の上、写真を撮影し、フラットファイル等に整理し提出すること。

(イ) 電子媒体による報告書

前号の報告書をCD-Rに記録し報告すること。

イ 点検結果表の作成方法

(ア) 点検結果

告示第723号の別表第二の(に)欄に掲げる判定基準により判定を行い、点検結果表様式4-2-2に点検結果を記入すること。

(イ) 点検結果表

点検結果欄における是正項目のうち、緊急もしくはおおむね1年以内の修繕や改修等が必要と判断する箇所については、特記事項の改善(予定)年月日欄に「緊急対応が必要」もしくは「おおむね1年以内の対応が必要」と付記すること。

緊急性の判断をする目安は、下記の表1及びaのとおりとする。

このうち、特に人身事故のおそれなど安全面で緊急対応が必要な箇所については、点検終了後すみやかに、安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書(様式1-8)をもって発注者に報告及び説明をすること。

表1 (緊急性の判断の目安)

防火設備	項目	事象	付記する内容
・防火シャッター	閉鎖状況	・閉鎖不良等	おおむね1年以内の対応が必要
		・閉鎖速度が基準を超過	緊急対応が必要
	劣化及び損傷の状況	破損、欠損等	おおむね1年以内の対応が必要

	設置状況	・取り付け不良 ・脱落、落下の可能性	緊急対応が必要
--	------	---	---------

a 人身事故：人身事故のおそれがある箇所（部材の落下、部材の脱落による転落等）

(a) 設備機器は、点検が可能な範囲で機器の取り付け状況等を確認すること。

(ウ) 定期報告書の様式

様式名	様 式	作成方法
定期点検報告書	防火設備（様式4-1）	必要事項を記載すること。
点検結果表	防火設備（様式4-2-2）	点検結果を記載すること。
付近見取図	任意の様式	発注者が受注者に提供する図面の転用を可とする。
プロット図 配置図	任意の様式	発注者が受注者に提供する図面の転用を可とする。
点検結果図	防火設備（様式4-3）	発注者が受注者に提供する図面の転用を可とする。
点検写真	防火設備（様式4-4）	特記すべき箇所を撮影し整理すること。
安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書	（様式1－8）	人身事故のおそれがある箇所

ウ 成果品

(7) 下記の書類をデータおよび印刷物で提出する。

a 提出部数

(a) 紙媒体の報告書（規定の様式） 2部

(b) 電子媒体の報告書（記録保存したCD-R） 1部

(イ) データは下表のとおりフォルダにまとめ、CD-R等の電子メディアに格納し提出する。

(ウ) 全ての提出物をPDFに変換し、各点検種別ごとにひとつのファイルにまとめたものを併せて提出すること。

(エ) 提出するメディアは、必ずウイルスチェックを行う。なお、ウイルス対策ソフトは最新のデータにアップデートしたものを利用する。

表2 成果品

業務内容	書類名	様式	データ（CD-R等で提出）		印刷物
			ファイル名	データ形式	所管課等 保管用
防火設備	1 定期点検概要書【防火設備】	様式4-1	【定期点検】紺屋町番屋【防火設備】	Excel (※2)	A4
	2 点検結果表【防火設備】	様式4-2-2			A4
	3 点検結果図	様式4-3			A3
	4 点検写真	様式4-4			A4
	5 防火設備プロット図	(任意)	防設プロット図01、防設プロット図02… (※1)	(※2)	データのみ
	6 安全面で緊急対応が必要な個所の報告書	任意： 参考様式1-8 (※4)	緊急報告書	任意	A4 (※5)
	※ 点検写真添付データ		防設写真01、防設写真02… (※3)	任意	データのみ
	1～6をひとつのPDFファイルにまとめたもの		防火設備	PDF	データのみ

※1 配置図を01とし、以下、下層階平面図～上層階平面図の順で02、03…とナンバリングする。

※2 CADで作成した場合は、CADのオリジナル形式およびDXF形式で保存する。それ以外の場合はWord/Excel/Tiffのいずれかとする。

※ 貼り付けた画像データ等のファイルも併せて保存すること。

※3 点検写真の通り番号とリンクして01、02…とナンバリングする。

※4 様式1-8はあくまで参考様式であり、様式は任意とする。

※5 点検終了後すみやかに作成し、内容の説明を行ったうえで提出すること。

7 改善すべき事項について

受注者は、点検の結果、改善すべき事項が判明した場合には、別途書類を作成し、その都度発注者に報告することとする。

8 有資格者による点検

消防用設備保守点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者のいずれかの資格を、防火設備定期点検は、一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員のいずれかの資格を有するものとする。

9 その他

- (1) 受託者の業務が完了したときは、委託者に完了届を速やかに提出する。
- (2) その他、この仕様書に定められた以外の事項については、当該契約書によることとする。
- (3) 駐車場の提供はない。